

就労系障害福祉サービスにおける在宅支援の取り扱いについて

1 就労系障害福祉サービスにおける在宅支援

令和4年3月30日付で東京都より「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取り扱いについて」が通知され、今後の在宅利用の取り扱いが示されました。

これによって、就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）において、利用者が在宅利用を希望し、支給決定自治体が在宅利用での支援について、支援効果が認められると判断した場合に、在宅での利用が可能となりました。

2 立川市での取り扱いについて

利用者が、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると立川市が判断する場合に限りです。個々の利用者毎に個別の事情を勘案し、可否を判断いたします。

なお、事業所の都合等により在宅での利用とすることは認められません。

<根拠>

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（令和3年3月30日最終改正）「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」
- ・東京都福祉保健局地域生活支援課就労支援担当課長 事務連絡（令和4年3月30日付）「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて」

3 手続き

事業所が、以下の必要な書類を記入し、立川市に提出します。

- ・ 在宅支援の届出書
- ・ 運営規程写し（東京都に提出した写し）
- ・ 在宅でのサービス提供実施に係るチェックリスト写し（東京都に提出した写し）
- ・ 個別支援計画（写し）

4 提出先

立川市福祉保健部障害福祉課

住所：立川市泉町 1156-9

電話：042 - 523 - 2111 内線 1513,1517～1523

E-mail：shougai Fukushi@city.tachikawa.lg.jp